

令和 7 年度

小型動力ポンプ積載車

仕様書

川 侯 町

小型動力ポンプ積載車 仕様書

第1条 総 則

1 適 用

この仕様書は川俣町（以下「本町」という。）が令和7年度に購入する小型動力ポンプ積載車1台を製作するに必要な事項を定めたものとする。

2 装備概要

- (1) 車両は当該シャシに自動給水が可能な小型動力ポンプを装備し、火災に対し速やかな活動ができるものであること。
- (2) 装備業者は、この仕様書を十分満足するほか装備業者の公表した標準仕様により装備すること。
- (3) 車両製作に使用する材料はすべて国際標準化機構（ISO）及び日本工業規格（JIS）又は同等以上の精選された耐久性に富む材料を使用すること。
- (4) 塗装剥離、器具破損のおそれのある部分には、すべて適切な保護対策（保護板及び保護枠等）を講じること。
- (5) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

3 規 格

- (1) 完成車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- (2) 積載車及び装備品、積載品および装置等はすべて新規製品であること。
- (3) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分に耐え得るものであること。
- (4) 車両は本仕様書及び受注者が制作し、本町の承認を受ける。

4 書類の提出

- (1) 製作に先立ち受注者は、契約後速やかに本町担当者と詳細な打ち合わせを行い、次の書類関係を提出し、製作の承認を受けるものとする。
 - ア) 製作工程表 2部
- (2) 完成車の納入時に、次のものを提出すること。
 - ア) 車両及び付属品取扱説明書 1部
 - イ) 写真（装備後及び附属品） 1部
- (4) 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けるものとする。
 - ア) 完成検査（納入検査時）

5 納 入

受注者は、令和9年3月31日までに新規検査及び新規登録を受け、本町に納入すること。

6 補 則

- (1) 保証期間は、次のとおりとする。ただし、保証期間後であっても設計・製作の方

法及び材質不良等に起因すると考えられる問題が生じた場合は、受注者が無償にて修復するものとする。

ア) 艤装部分 納入後 2年間

イ) シャシ・装備品関係 製造メーカーの保証期間

- (2) 車両の新規登録に関する一切の経費については、受注者が負担する。ただし、納車にかかる自動車登録手数料、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については当町が負担するので入札金額には含めないこと。この四つは受注者がひとまず立替え、後日担当課へ請求すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項について、当然必要なものについては、製作及び積載すること。
- (4) 受注者は、製作に当たり本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、当町担当者に連絡のうえ承認または指示を受けるものとする。

第2条 仕 様

- 1 シャシ本体及び艤装後（仕上がり）の規格は次のとおりとすること。

シャシ本体（ミラー部突起含まず）	艤装後（突起部を含む）
全長 4700ミリ以下	5050ミリ以下
全高 2000ミリ以下	2500ミリ以下
全幅 1700ミリ以下	2000ミリ以下
積載量 0.75t以上	
乗車定員 6名（ダブルキャブ）	10名

- 2 無線電源用にバッテリーメインスイッチに直結の24V配線を助手席側ダッシュパネルに取り付けておくこと。
- 3 バッテリーメインスイッチを、キー連動とする。
- 4 エアコン付きとする。
- 5 エンジンは平成28年排ガス規制に適合したディーゼルエンジンで、総排気量2.5リットル以上とする。駆動方式は四輪駆動、AT車とすること。ただし、令和5年改正道路運送車両の保安基準等及び道路運送車両の保安基準の細目で定められた粒子数の基準を満たすもの。
- 6 フォグランプ付きとする。
- 7 パワーステアリング付きとする。
- 8 前席はパワーウィンドー付きとする。
- 9 集中ドアロック付きとする。
- 10 ABS（アンチロックブレーキシステム）付きとする。
- 11 エアバッグ（運転席）付きとする。
- 12 車載ラジオ（AMとFMが受信できるもの。）付きとする。
- 13 フロアマット・ドアバイザー付きとする。
- 14 泥よけ（全輪）を付ける。
- 15 標準工具付きとする。

第3条 車体の構造

- 1 荷台後方両側に4名が安全に乗車できる座席を設け、シャシ固有の座席と合わせて、乗車定員は10名とすること。後部座席シート及び背もたれはビニールレザー張りとし、小型動力ポンプの積み降ろしに支障のないような幅にする。
- 2 小型動力ポンプ用ソフト吸管装置は、消防用取り付け金具を用い助手席側荷台外側に楕円形に出来るだけ大巻に取り付ける。とび口装着装置は運転席側荷台外側に3本取り付け、安全のため鳶先に危険防止を設け、取り付け金具にて容易に取り出しができる構造とする。
- 3 乗車人員の乗降時及び走行時においての安全な、握り棒、手摺り及び安全帯を設けること。
- 4 後部幌は全幌とし、助手席側隊員背部に明かり取りを設ける。また、後部隊員席4か所に室内灯を設けること。
- 5 主要枠組部は、箱型、丸型パイプ等堅牢な材料を使用すること。
- 6 後部には乗降に適するように縞鋼板にて縁はプレスしたステップを設け、滑り止めを施す。
- 7 荷台前方上部に、ホース10本以上格納できる棚及びヘルメットホルダーを設置する。
- 8 管鎗キャッチは後部ステップ両側にそれぞれ1個ずつ、スコップ装着装置は荷台座席前方の空間を利用し4丁以上収納できること。
- 9 各種装備品及び小型動力ポンプの積載装置は、走行中の振動、その他により移動又は破損を生じないように、安全確実に積載でき、かつ容易に取り外しができる堅牢な構造にすること。
- 10 現在使用中の小型動力ポンプをシャシ荷台後方に積載固定すること。
- 11 消防団章を車両前面中央部に取り付ける。
- 12 はしご装着装置を運転席側荷台外側に取り付ける。
- 13 旗立て装置を車体後方両側に取り付ける。
- 14 燃料タンク（20リットル）の設置場所を設ける。
- 15 発電機、投光器の設置場所を設ける。

第4条 警示・警音・無線装置

- 1 標識灯一体型散光式赤色警光灯（電動サイレン内蔵）を、キャブ上部前方に取り付ける。
- 2 キャブ室内、ダッシュパネル付近に広報用録音装置付き音声合成式電子サイレン（アンプ内蔵型）を取り付け、マイクは操作の支障をきたさないよう取り付ける。
- 3 車両前後にLED式赤色点滅灯を保護枠付でそれぞれ左右各1個取り付ける。
- 4 後退警報器を取り付ける。

第5条 照明灯

- 1 照明灯【サーチライト】(60W LED: 同等品以上)をボディー後方右側に伸縮式に取り付ける。伸縮棒の長さは左前500mm程度とする。
- 2 後部右側サーチライト、後部室内照明灯のスイッチは荷台後部右側に集中設置すること。また、車体中央部左側サーチライトのスイッチは、運転室内に設置すること。
- 3 路肩灯を左右に取り付ける。

第6条 塗装

- 1 車体は、完全に防錆をして消防車の赤色とする。
- 2 ステップ・握り棒・手摺りの塗装色は銀色、レール関係は黒色とする。

第7条 記入文字

- 1 キャビンドア両側に「川俣町消防団第3分団2部1班」と白色丸ゴシックで記入し、「町章」を金文字にて記入する。
- 2 標識灯に「川俣町3-2」と黒色丸ゴシックで記入する。
- 3 内容については別途担当者が指示する。

第8条 標準・特殊艤装の別

區別	艤装内容	備 考
標準艤装	後部ボディ一幌 小型動力ポンプ積載装置一式 ホース収納装置一式 自動車用消火器収納装置 管鎗収納装置 ポンプ附属照明器具収納装置 車輪止収納装置 分水器（双口接手）収納装置 スコップ収納装置 ノズル収納装置 T字型消火栓蓋キー収納装置 金てこ収納装置 ホースブリッジ収納装置 とび口収納装置 はしご収納装置 スタンドパイプ収納装置 消火栓開閉金具収納装置 ポータブル発電機収納装置 赤色回転灯及び電子サイレンアンプ取付及び配線一式 後退警報ブザー取付及び配線一式 後部室内照明灯取付及び配線一式 標識灯取付及び配線一式 照明灯（サーチライト）取付及び配線一式 赤色塗装一式 その他標準艤装一式	
特殊艤装	赤色点滅灯取付及び配線一式 後部座席（工具、付属品収納装置） 後部ステップ 燃料携行缶装着装置 投光器収納装置 赤色合図灯収納装置（運転室内装着） 旗立て（車両後方両側） 自動中継弁収納装置 ヘルメットホルダー 荷台Jフック装置 バッテリーメインスイッチの取付及び配線一式 消防団マーク取付一式 記入文字一式 その他特殊艤装一式	

第9条 取付品および取り付け装置

品 名	数量	規 格 等
散光式赤色警光灯	1 式	(株)大阪サイレン製作所製 型式:NF-M-VA2M-HA1(12V 標識灯一体型)
電子サイレン (音声合成式)	1 式	(株)大阪サイレン製作所製 型式:TSK-D151(MC-D1型マイク付)
電子サイレン (アンプ内蔵型)	1 式	(株)大阪サイレン製作所製 型式:5SA型(別スイッチ付)
照明灯	2	60W LED
後退警報器	1 式	シャシ固有のもの
路肩灯	2	左右

第10条 備えなければならない附属品

品 名	数量	規 格 等
車輪止	2	ゴム製
消火器	1	自動車用(ABC粉末10型)

第11条 特殊装備品

品 名	数量	規 格 等
赤色合図灯	1	赤色LED、運転室内取付
消防団マーク	1	車両前中央部に取付
前・後部LED式赤色点滅灯	4	保護枠付

第12条 その他

- (1) 入札価格には、消費税は含まないものとする。
- (2) 落札業者は、契約の際に請負代金（消費税込み）の10%の契約保証金を納付すること。
- (3) 本件契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、川俣町議会の可決後の通知をもって本契約に読み替えるものとします。

(特約条項)

この契約は、この契約に関し川俣町議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。可決されなかった場合または否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において本件落札者にこのことにより損害を生じた場合においても、町に一切その賠償の責に任じないものとする。

- (4) この仕様書の細部について不明な点があるときは、当町担当者に連絡の上、承認又は、指示を受けること。